

税政係からのお知らせ

正しく早めに確定申告

【確定申告の期間】

○所得税 2月16日(火)～3月15日(火)

※所得税の還付申告書は申告期間前から提出できます。

○消費税 3月31日(木)まで

【次の皆さんは確定申告をしてください】

- ①事業をしている
- ②不動産の収入がある
- ③土地や建物を買った
- ④1年間に給与の収入が2千万円を超えた
- ⑤給与所得・退職所得のほかに、合計で20万円を超える所得がある、など。

【確定申告の相談会をします】

芝税務署が所得税と消費税の確定申告の相談と受付をします。日程は次のとおりです。

▼**本村地区**
とき 2月16日(火)
午後1時～4時
2月17日(水)
午前9時～午後4時

場所 新島村住民センター

▼**若郷地区**
とき 2月17日(水)
午後1時～4時

場所 若郷会館

▼**式根島地区**

とき 2月22日(月)
午後2時～4時
2月23日(火)
午前9時～午後4時

場所 式根島開発総合センター

【問い合わせ】

企画財政課税政係

☎(5)0240 (内線113)

■国税庁のホームページで確定申告などの作成ができます

パソコンをお持ちの皆さんは、国税庁ホームページ内の「確定申告書類作成コーナー」で、次の書類を作ることができます。

- ・所得税の確定申告
- ・青色申告決算書
- ・収支内訳書
- ・消費税などの申告書
- ・贈与税の申告書

各種、正式な書類としてパソコンから送信できます。データを送信することで、申告書を提出したことになります。しかし、このシステム(e-tax)を使うには決まった手続きが必要が必要です。

また、プリントした場合でも、全ての書類がそのまま税務署へ提出できます。

※詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

【国税庁ホームページ】

<http://www.nta.go.jp>

【イータックスホームページ】

<http://www.e-tax.nta.go.jp>

■財産の贈与を受けたときの税の申告について

平成27年中に合計110万円以上の財産贈与を受けた人は、贈与税の申告をしてください。

【申告期間】

2月1日(月)～3月15日(火)

次の場合は、相続時精算課税制度を選ぶことができます。

- ①財産を贈与した人が60歳以上の親又は祖父母
- ②財産の贈与を受けた人が20歳以上の子又は20歳以上の孫

★ご注意!!

この制度を選ぶ場合は、つぎの書類を期間内に必ず提出してください。

- ①相続時精算課税制度を選んだことを伝える「届出書」
- ②「贈与税の申告書」

選ばない場合は、従来の課税方法が適用されます。詳しくは、芝税務署へお問い合わせください。

【問い合わせ】

芝税務署

☎03(3455)0551

■税証明等申請時の本人確認書類の提示について

平成28年2月より、税証明等を請求される際に、本人確認の書類が必要になります。

本人になりすました第三者が税証明等を不正に取得する事を防止し、個人情報を保護するため、税証明等の交付申請時などに窓口に来られた方の本人確認を実施します。皆様のご理解とご協力をお願い致します。

【本人確認方法】身分証明書の提示
【身分証明書の種類】運転免許証・パスポート・健康保険証・介護保険証など

※**代理人による申請の場合**：同一世帯の方の申請の場合を除き、委任状が必要になります。また、代理人の本人確認を行います。

【問い合わせ】

企画財政課税政係

☎(5)0241 (直通)

東京税理士会からのお知らせ

確定申告はお早めに!

無資格者が税務相談、税務書類の作成、税務代理をする

ことは、法律で禁じられているばかりでなく、専門的知識が欠けている等のため依頼者(納税者)が不測の損害を被るおそれもあります。にせ税理士及びにせ税理士法人にご注意ください。税理士は、税理士証票を携帯し、税理士バッジを着用しています。詳しくは、東京税理士会ホームページをご覧ください。
<http://www.tokyozeshnikai.or.jp>

新島消防団副団長が

就任しました



12月1日付けで青沼弘副団長が就任しました。

▼**プロフィール**

あおぬま ひろし
青沼 弘
昭和35年3月16日(55歳)
団歴 24年

【軽自動車税の改正について】

昨年からお知らせしていたとおり、平成 28 年度から軽自動車税の税率変更があるので、ご注意ください。

●原動機付自転車及び二輪車等

車両区分	税率（年額）	
	平成 27 年度まで（改正前）	平成 28 年度以降（改正後）
原動機付自転車（排気量 50cc 以下）	1,000 円	2,000 円
原動機付自転車（排気量 90cc 以下）	1,200 円	2,000 円
原動機付自転車（排気量 125cc 以下）	1,600 円	2,400 円
原動機付自転車ミニカー（排気量 50cc 以下）	2,500 円	3,700 円
2 輪の軽自動車（排気量 125cc 超 250cc 以下）	2,400 円	3,600 円
2 輪の小型自動車（排気量 250cc 超）	4,000 円	6,000 円
小型特殊自動車（農耕作業用）	1,600 円	
小型特殊自動車（その他）	4,700 円	5,900 円

注）小型特殊自動車（農耕作業用）の税率変更はありません。

●軽自動車（四輪以上及び三輪）

平成 27 年 4 月 1 日以降に最初の新規検査を受けるもの（新車登録）から改正後の税額が適用されます。

○最初の新規検査年月日から 13 年を経過した車両は、平成 28 年度から重課税の支払対象となります。

（★最初の新規検査年月とは、自動車検査証に記載されている初年度検査年月のことです。）

○平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までに新規取得した軽四輪等（三輪以上の軽自動車）で、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さいものについて、平成 28 年度課税時にグリーン化特例（軽課）が適用されます。

車種区分	税率（年額）		
	平成 27 年 3 月 31 日までの登録車	平成 27 年 4 月 1 日以降の登録車	13 年超 ※（重課税）
	平成 27 年度以降		平成 28 年度以降
3 輪	3,100 円	3,900 円	4,600 円
4 輪乗用 営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円
4 輪乗用 自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円
4 輪貨物 営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円
4 輪貨物 自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円

（※ 動力源または内燃機関の燃料が電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電力併用の軽自動車並びに被けん引車を除きます。）

軽自動車税は、4 月 1 日現在の所有者に課税されます。廃車等の手続きは、お早めにお願います。原動機付自転車・小型特殊自動車・ミニカー（新島村ナンバー）に関しては、役場税政係の窓口で廃車手続きが出来ます。その他の自動車等（品川ナンバー）の手続きについては、お近くの自動車整備会社にお問い合わせください。

問い合わせ：企画財政課税政係 5-0241（直通）

総務課からのお知らせ

■司法書士による出前相談所

東京司法書士会主催による無料法律相談を開催します。

例えば、「相続・遺言・土地・建物・登記・暮らしにおけるトラブル・生活再建」といった相談ごとに関しまして、面談による無料相談を行います。2 月は新島に加え、式根島でも相談を行いますので、ぜひご利用ください。

▼新島相談会

【相談日時】平成 28 年 2 月 12 日

（金）午前 10 時～午後 2 時

【相談場所】新島村住民センター

▼式根島相談会

【相談日時】平成 28 年 2 月 12 日

（金）正午～午後 4 時

【相談場所】式根島開発総合センター
交通手段の関係でやむなく中止させていた場合もあります。その際は何卒ご容赦ください。予約は不要です。

【問い合わせ】

東京司法書士会事務局事業・研修課

☎ 03（3353）9191

平日 午前 9 時～午後 5 時（正午～午後 1 時を除く）